

高病原性鳥インフルエンザ死亡野鳥等調査 検査基準

令和4年6月20日現在

発生状況と対応レベル		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
対応レベル1	通常時	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
対応レベル2	国内単発発生時 (近隣国発生時)	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
対応レベル3	国内複数箇所発生時 (近隣国発生時)	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
鳥種		(カモ目カモ科) シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ コクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ (カイツブリ目カイツブリ科) カイツブリ カンムリカイツブリ (ツル目ツル科) ナベヅル マナヅル (チドリ目カモメ科) ユリカモメ (幼目幼科) オオタカ ノスリ (ハヤブサ目ハヤブサ科) ハヤブサ  ※重度の神経症状が観察された水鳥類	(カモ目カモ科) マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ (幼目幼科) オジロワシ オオワシ クマタカ (フクロウ目フクロウ科) フクロウ	(カツオドリ目ウ科) カワウ (ペリカン目サギ科) アオサギ (ツル目クイナ科) オオバン  * 以下は、検査優先種 1, 2以外全種 (ツル目ツル科) タンチョウ等 (カモ目カモ科) カルガモ コガモ等 (カイツブリ目カイツブリ科) ハジロカイツブリ等 (チドリ目カモメ科) セグロカモメ ウミネコ等 (幼目) トビ等 (フクロウ目) コミミズク等 (ハヤブサ目) チョウゲンボウ等	検査優先種1～3以外の鳥種すべて

- ・ 対応レベルは、高病原性鳥インフルエンザの発生状況に応じて、環境省が設定。
- ・ 環境省は、高病原性鳥インフルエンザの感染が見込まれた段階で発生地周辺（半径10km以内を基本）を野鳥監視重点区域に指定する。県では、区域内の野鳥の監視を強化。

※ 基準に該当しないもの、また、基準に該当していても次の場合は検査を行いません。  
素手で触らず、ビニール袋に入れて、燃えるごみとして処分してください。

- ・ 死因が明らかに外傷である場合（ガラスへの衝突、動物に襲われた等）
- ・ 死後日数が経過して明らかに腐敗・変敗している場合